

拠点福祉避難所の開設及び運営に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、拠点福祉避難所の開設及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に緊急の入院加療等を必要としないものの、専門性の高いサービスを必要とし、市が開設した指定避難所では避難生活に困難が生じる災害時要配慮者を収容する拠点福祉避難所の開設及び運営に関し、必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 拠点福祉避難所に収容できる者は、甲の市若しくは区の災害対策本部又は指定避難所において、次の各号のいずれかに該当すると認められたものとする。

- （1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないものの、専門性の高いサービスを必要とし、指定避難所では避難生活に困難が生じると認められる災害時要配慮者
- （2）前号の災害時要配慮者の親族等であって、拠点福祉避難所で当該災害時要配慮者とともに避難生活をおくることにより、当該災害時要配慮者の安定した避難生活の確保に寄与すると認められるもの

2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とする。

（拠点福祉避難所の開設）

第3条 甲は、拠点福祉避難所の開設の必要性を認めるときは、乙と収容が可能な災害時要配慮者の範囲、人数その他の事項について協議を行うものとする。

2 乙は、前項の協議に当たっては、可能な範囲で災害時要配慮者を受け入れるよう努めるものとする。

3 甲は、前2項の協議の結果に基づき、拠点福祉避難所の開設及び災害時要配慮者の収容を要請し、乙はこれを受け入れるものとする。

4 前項の要請は、移送しようとする災害時要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（拠点福祉避難所への移送）

第4条 災害時要配慮者の指定避難所から拠点福祉避難所への移送は、当該災害時要配慮者の親族、近隣居住者等の支援者が当たるほか、当該指定避難所の従事者が消防団、警察、拠点福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力を得て実施する。

（拠点福祉避難所の運営）

第5条 拠点福祉避難所の運営は、乙が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、ボランティア等支援者の確保その他拠点福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、災害発生時の災害時要配慮者の支援に必要な物資の調達等に努めるとともに、乙が拠点福祉避難所の開設及び運営に関して負担した費用を負担する。

2 前項の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担の基準等を勘案するものとする。

（平時における連携）

第7条 乙は、毎年度4月末までに、災害時の緊急連絡体制、受け入れることのできる災害時要配慮者の範囲及び人数等について、甲に報告するものとする。また、変更があった場合は、遅滞なく甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するため、災害時における甲乙間の連絡体制の整備について協議を行うものとする。

（開設の期間）

第8条 拠点福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内を原則とする。ただし、甲が期間を延長する必要があると認めるときは、乙との協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（指定避難所への所属職員の派遣）

第9条 甲は、甲が開設を決定した指定避難所における災害時要配慮者の支援に必要な人材について、乙に所属する職員の当該指定避難所への派遣について乙と協議を行うことができる。

2 乙は、前項の協議に当たっては、可能な範囲で職員の派遣について協力するものとする。

3 甲は、前2項の協議の結果に基づき、乙に所属する職員の指定避難所への派遣を要請し、乙はこれを受け入れるものとする。

4 前項の要請は、派遣先となる指定避難所、必要な人材の職種、人数等を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（効力）

第10条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、締結の日の属する年度の末日をもって失効する。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による異議の申出がないときは、同内容をもって協定期間を1年延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市
代表者 千葉市長 〇〇 〇〇

乙 千葉市〇〇区〇〇町〇-〇-〇
〇〇〇〇
代表者 〇〇 〇〇